

# 入院時食事療養費及び入院時生活療養費の標準負担額(入院時の食事代)

(太線枠囲み部分について、告示改正により負担額を引き上げる)

		一般病床・精神病床等	療養病床	
			医療区分Ⅰ (医療区分Ⅱ、Ⅲ以外)	医療区分Ⅱ、Ⅲ
65歳未満	一般所得	<b>一食260円</b> ⇒28年度～ 一食360円 ⇒30年度～ 一食460円	<b>一食260円</b> ⇒28年度～ 一食360円 ⇒30年度～ 一食460円	<b>一食260円</b> ⇒28年度～ 一食360円 ⇒30年度～ 一食460円
	低所得 (市町村民税非課税者)	一食210円 ※90日超で、一食160円	一食210円 ※90日超で、一食160円	一食210円 ※90日超で、一食160円
65歳以上	一般所得	<b>一食260円</b> ⇒28年度～ 一食360円 ⇒30年度～ 一食460円	一食460円、居住費320円 ※ 管理栄養士又は栄養士による適時・適温の食事の提供等の基準を満たさない場合： 一食420円、居住費320円	<b>一食260円</b> 、居住費0円 ⇒28年度～ 一食360円 ⇒30年度～ 一食460円
	低所得Ⅱ (市町村民税非課税者)	一食210円 ※90日超で、一食160円	一食210円、居住費320円	一食210円、居住費0円 ※90日超で、一食160円
	低所得Ⅰ (市町村民税非課税者であり、かつ一定所得以下の70歳以上の者)	一食100円	一食130円、居住費320円 ※老齢福祉年金を受給している場合は、一食100円、居住費0円	一食100円、居住費0円

- ※ 表中の負担額引上げ対象者のうち、指定難病患者、小児慢性特定疾病患者については負担額を据え置く。
- ※ 平成28年4月1日において、既に1年を超えて精神病床に入院している患者の負担額は、経過措置として、据え置く。  
 合併症等により転退院した場合、同日内に再入院する者についても、経過措置の対象として、負担額を据え置く。